

共創モデル実証運行事業/モビリティ人材育成事業

交通を地域のくらしと一緒に捉え、地域の多様な関係者の「共創」（連携・協働）※によりその維持・活性化に取り組む実証事業、人材育成を支援します！

※「共創」：「官民共創」・「交通事業者間共創」・「他分野共創（交通と他分野の垣根を越えた連携）」

1. 共創モデル実証運行事業

補助対象事業者

交通事業者等※を含む複数主体で構成される協議会や連携スキーム等 （共創プラットフォーム）

※交通事業者等：一般乗合・一般乗用旅客自動車運送事業者、鉄軌道事業者、一般旅客定期航路事業者、公共交通シェアの実施主体、シェアサイクル等の事業実施主体、道路運送法上の許可・登録を要しない輸送サービスの実施主体 等

（注）単一の事業者のみでは補助対象となりません。

補助対象経費

新たな事業の立ち上げ及び実証運行に係る以下の経費に対して支援を実施

- ①基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費（有識者謝金・会場使用料等）
- ②システム構築（配車・運行管理・AIオーダemand等）、実証運行に使用する車両導入（車両の購入・リース等）による取得・改造に要する経費
- ③実証事業に要する経費（新規運行に係る経費、実証環境の整備等）



▲他分野共創の分類例

補助率

A 中小都市、過疎地など (人口10万人未満の自治体)	B 地方中心都市など (人口10万人以上の自治体)	C 大都市など (東京23区・三大都市圏の政令指定都市)
500万円以下は定額、 500万円超部分は2/3	補助率2/3	補助率1/3

【事業例】

- ※R5年度:77事業、R6年度:256事業を支援
- スクールバス・介護輸送・商業施設送迎等の地域輸送資源の混乗化、遊休時間帯における地域路線への活用
 - 介護予防プログラムの一環として公共交通を利用した外出を促進（介護予防財源の活用）
 - 教育委員会との連係による児童の登下校・部活動送迎にあわせたデマンド交通等の実証運行
 - 商工会議所・商工会や社会福祉協議会、観光協会、地域金融機関、農協等の地域経済界による取組 等



2. モビリティ人材育成事業

（定額：上限3,000万円）

補助対象事業者

地域における交通やまちづくりに取り組む人材の育成を行う都道府県、市町村・民間事業者等

補助対象経費

地域交通分野におけるモビリティ人材の育成に関する取組実施経費

（注）市町村域を超えた広域的な取組に限ります。

問合せ先

各地方運輸局交通政策部交通企画課 等

※応募にあたっては、自治体又は運輸局の推薦を受けていることが要件となります。

※自治体については、「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに加入していることが要件となります。